

泉田防犯パトロール隊規約

第1条 目的

泉田地区を「自分達の町は、自分達で守る」をスローガンに、町内のパトロールを実施し安全で住民が安心して暮らせる、「明るく住みよい泉田町」づくりを目指して活動する。

第2条 名称

名称は「泉田防犯パトロール隊」とする。

第3条 隊員構成

地区・公民館役員、地区委員(組長)及び泉田町に在住し、この隊の趣旨に賛同するボランティアを以って構成し、本部は泉田市民館に置く。

第4条 役員

市役所・警察と地区・公民館との連携を保ち活動を円滑に行うため、地区・公民館の役員変更と時を同じに、役員も下記に変更する。

- (1) 顧問 1～2名 町内の有識者とする。
- (2) 隊長 1名 地区長、又は地区長が任命する者
- (3) 副隊長 1～2名 公民館長、又は地区長が任命する者。
- (4) 事務長 1名 地区長代理、又は地区長が任命する者。
- (5) 幹事 2名 公民館主事・公民館会計、又は地区長が任命する者。
- (6) 会計 1名 地区会計、又は地区長が任命する者

第5条 任期と期間

任期は一年とし、期間は泉田地区会・公民館規約に合わせる。

第6条 役員の役割

役員の役割は次のとおりとする。

- (1) 顧問 パトロールに関する助言をする。
- (2) 隊長 年間計画の作成、関連行事への参加、隊全体の総括をする。
- (3) 副隊長 隊長の補佐、隊長が業務遂行困難な時はその職務を代行する。
- (4) 事務長 活動のまとめ、地域への広報活動。(広報誌の作成。)
- (5) 幹事 幹事以外に、常時は事務長の補佐をする。
- (6) 会計 会計業務。

第7条 組織

体系、パトロール実施は次のとおりとする。

- (1) 体系 隊長 ⇨ 副隊長 ⇨ 班長(複数) ⇨ 隊員(複数)
- (2) 本隊 全隊員で構成し月に一回以上のパトロールを実施する。
- (3) 班隊 4班で構成し各班、月に一回以上のパトロールを実施する。
- (4) フリー隊 2名以上で、自由にパトロールする。

(5) 青色防犯パトロール隊

青色パトロールカーで、2名以上で自由にパトロールする。

(内1名は、青色防犯パトロール講習受講所有者が乗車する。)

第8条 隊員

隊員になる条件

- (1) 性別、年齢は制限をしない。
- (2) 地区委員は、地区へのボランティアとして、パトロール隊員を兼ねる。
- (3) 地区委員は、地区委員退任後も引き続き、パトロール隊員を継続できる。

第9条 任務

任務の基本は犯罪予防であり、捕まえることではない。逮捕は警察に任せ、パトロール隊員自身の危険な行為は禁止する。

- (1) 班長及び隊員は、次月のパトロール計画(日時)を毎月第二土曜日に、計画表に都合の良い日を記入する。
- (2) 報告は、日誌形式で異常と認めるときのみ事務長に提出、事務長は必要に応じ役員を招集し審議対処する。異常なしの場合でも、参加隊員・ルート等を記録に残す。
- (3) 事務長は、毎月第一土曜日までにパトロール計画表を会議室に掲示する。

第10条 規律

- (1) 隊員は、行為・行動、言動に注意し、住民に親しまれるよう努める。
- (2) 常に防犯パトロール隊員として、恥じない行動と意識を持つ。
- (3) パトロール時は、規定の帽子・腕章・ベスト等装着する。
- (4) 帽子・腕章・ベストは、パトロール以外に着用しない。
- (5) 帽子・腕章には自分の名前を記入する
- (6) 隊員を辞退するときは、帽子・腕章・ベストを返却する。
- (7) 隊員に相応しくないと判断した時は、役員決済にて辞退をお願いする事がある。

第11条 運営

パトロール隊の運営は

- (1) ボランティア活動とする。
- (2) 刈谷市の防犯関係補助金、寄付等を活動の資金とする。
- (3) 規定の帽子・腕章・ベストは、地区が貸与する。

第12条 規約の改正

この規約の改正は、隊員の過半数又は、役員全員の同意で改正できる。

改正

平成 16 年 9 月 29 日制定

平成 16 年 12 月 11 日一部改正

平成 17 年 3 月 12 日~~前面改正~~ 全面改訂

平成 18 年 6 月 10 日一部改正

平成 23 年 3 月 1 日一部改正

平成 31 年 3 月 1 日一部改正

平成31年2月23日

平成30年度

防犯パトロール隊役員 各位

泉田地区長 岡本重治
防犯パトロール隊長 塚崎和俊

泉田防犯パトロール隊規約の一部改正について

標記議題について、その一部の条項で現行の組織と合っていないため、下記の通り改正したいので、審議・決議頂きますようお願い致します。

1. 改正内容 現規約 第4条 役員 本条及び第2項から第6項まで

現規約	<p>第4条 役員</p> <p>市役所・警察が地区・公民館との連絡を保つ間は活動の円滑を図るため、地区・公民館の役員変更と時を同じに役員も下記に変更する。</p> <p>(2) 隊長 1名 地区長又は地区長が任命する者。その場合、地区長は副隊長に就き副隊長は2名とする。</p> <p>(3) 副隊長 1名 公民館長</p> <p>(4) 事務長 1名 地区長代理(班長)</p> <p>(5) 幹事 2名 公民館主事(班長)・公民館会計(班長)</p> <p>(6) 会計 1名 地区会計(班長)</p>
改正後	<p>第4条 役員</p> <p>市役所・警察と地区・公民館との連携を保ち活動を円滑に行うため、地区・公民館の役員変更と時を同じに、役員も下記に変更する。</p> <p>状況等により、これによりがたい時は、地区・公民館六役で地区委員等経験者・有識者から選任して、地区長が任命することができる。</p> <p>(2) 隊長 1名 地区長、又は地区長が任命する者。 地区長が任命した場合は、地区長は副隊長に就く。</p> <p>(3) 副隊長 1~2名 公民館長、又は地区長が任命する者。</p> <p>(4) 事務長 1名 地区長代理、又は地区長が任命する者。</p> <p>(5) 幹事 2名 公民館主事・公民館会計、又は地区長が任命する者。</p> <p>(6) 会計 1名 地区会計、又は地区長が任命する者。</p>

2. 改正理由 現規約は、地区・公民館役員はパトロール隊いずれかの、役員を兼務するとしているが、パトロール隊組織を独立組織することにより、より活発化・活性化を図る。

3. 改正時期 平成31年4月1日改正

4. 出席者 地区長 岡本重治、地区長代理 塚崎和俊、地区会計 都築博文
公民館長 神谷正行、公民館主事 三井正春、公民館会計 打越 昇

以上